



実のある物価政策のために

平成14年全国物価統計調査にご協力をお願いします。

Q1 全国物価統計調査ってなに？

A 統計法に基づく、国の重要な統計調査として、国民の消費生活に必要な商品の販売価格及びサービス料金について、地域別や店舗の形態別などの実態を明らかにするために行われ、今回は9回目（第1回：昭和42年）にあたります。

今回調査では、店舗の業態や立地環境等の違いによる価格差が、前回調査（平成9年）とどの程度変化しているかをとらえることに重点を置いています。

Q2 調査はいつ行うの？

A 11月21日現在で調査します。

Q3 対象となるのは？

A 以下に該当する市町村の店舗（事業所）が対象となります。

市町村：

人口が10万以上のすべての市並びに人口10万未満の市及び町村の中から選定した、全国約640市町村（本県18市町）が対象となります。

店舗（事業所）：

統計的手法によって選ばれた、全国約17万（本県約6,400）の小売店舗、飲食店、サービス事業所のほか、全国で約300のインターネット通信販売を行っている事業所が対象となります。

Q4 どんなことを調べるの？

A 以下のような事柄について調査します。

店舗の基本的な事項について・・・

店舗の名称、業態、従業者数、立地環境など

商品の小売価格又はサービスの料金について・・・

国民の消費生活において重要な商品及びサービス211品目の調査日(11月21日)の価格(このうち、18品目は過去1か月間の最も安い価格及び1週間の曜日別の価格、6品目はインターネット通信販売価格も調査します。)

Q5 どんな方法で行うの？

A 以下の方法により行います。

小売店舗での価格調査・・・

県知事が任命した統計調査員が店舗に所定の調査票を配布し、店舗の代表者等が所要事項を記入した後、収集する方法により行います。

飲食店やサービス事業所での価格調査・・・

市町村職員が事業所の代表者等に聞き取る方法により行います。

高速自動車道路料金など一部のサービス料金の価格調査・・・

総務省職員が該当する事業所の代表者等に聞き取る方法により行います。

インターネット通信販売の価格調査・・・

総務省が直接該当する事業所へ調査票を郵送し、事業所の代表者等が所要事項を記入した後、その調査票を総務省に返送する方法により行います。

Q6 調査の結果は、どう役立てられるの？

A 国や地方公共団体の各種行政施策の基礎資料として、また、学術研究などの基礎資料として利用されています。

詳しくは総務省統計局ホームページへ <http://www.stat.go.jp/data/zenbutu/index.htm>



問い合わせ先

- ・福岡県企画振興部調査統計課
生活統計第一係
TEL 092-643-3191
FAX 092-643-3192
- ・各市区町村統計主管課